

■ 周辺財産の地元利用について

自衛隊又は米軍が使用する飛行場周辺においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下、「環境整備法」という。）第5条2項等に基づき、移転措置等により取得した防衛省所管行政財産で、いわゆる**周辺財産※**と呼ばれる土地があります。

※周辺財産とは

自衛隊又は米軍が使用する飛行場周辺にあって、緑地帯その他の緩衝地帯として整備することにより、周辺住民の生活環境の保全を図り、防衛施設の安定的運用に資することを目的として当省が保有している行政財産（公用財産）のことです。

- 周辺財産のような国の事業などの用に供されている行政財産は、国有財産法第18条により、その用途又は目的を妨げない限度において、国以外の者にその使用を許可することができます。

次の①又は②の法律に基づく用途の場合、地方公共団体に対して**無償**で使用を許可することができます。

■ 周辺財産の地元利用について

① 国有財産法に基づく使用許可の場合（第19条及び第22条）

- ・ 緑地
- ・ 公園
- ・ ため池 など



② 環境整備法に基づく使用許可の場合（第7条）

- ・ 広場
- ・ 花壇
- ・ 種苗を育成するための施設
- ・ 駐車場
- ・ 消防その他の防災に関する施設
- ・ 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設



※上記①及び②の法律の無償規定に該当しない場合は、有償として状況を判断して使用を許可することができます。

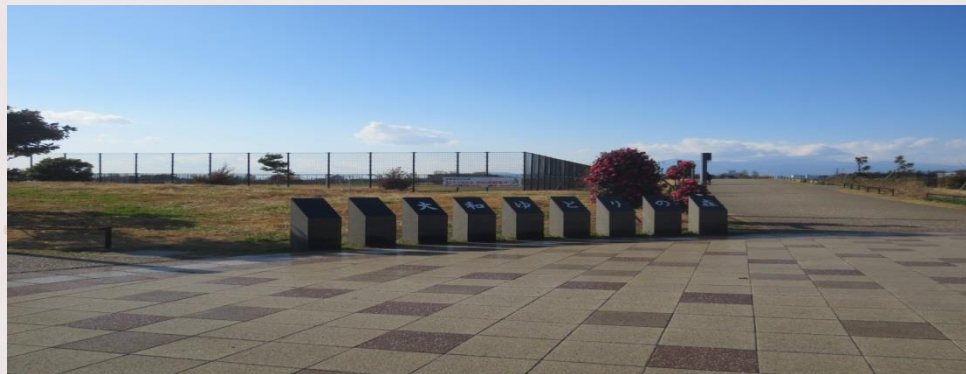
■ 周辺財産の地方公共団体への使用許可の例（大和市）

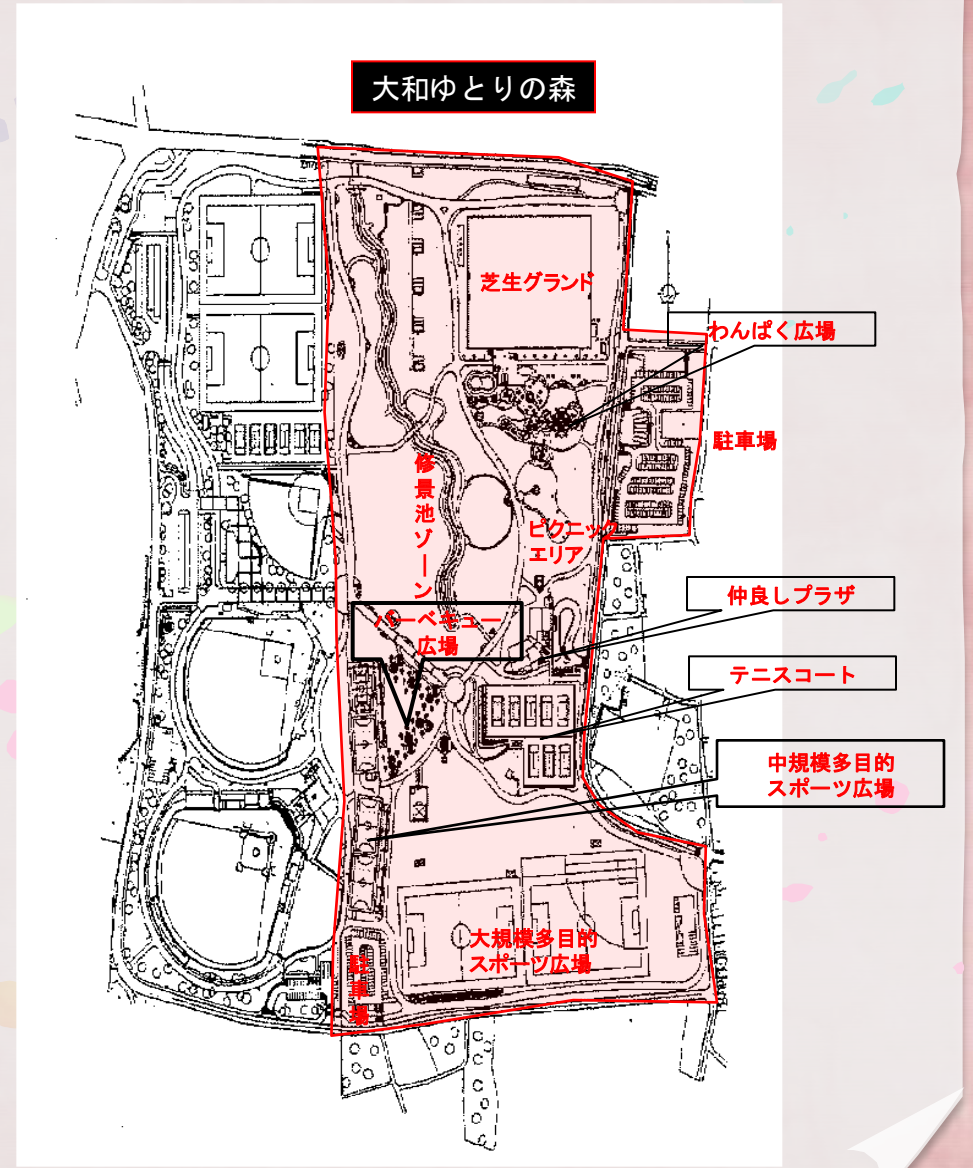
● 大和ゆとりの森敷地の使用許可について（厚木飛行場周辺地区）

大和市では、平成17年度から平成30年度の期間で厚木飛行場南側に多目的スポーツ広場、わんぱく広場、修景池、バーベキュー広場、芝生グラウンド、テニスコート、仲良しプラザ及び駐車場等を配した、市民のスポーツとリクレーションのための「大和ゆとりの森」を整備しており、当該施設の敷地として、厚木飛行場周辺地区の周辺財産を国有財産法第19条及び22条に基づき、南関東防衛局長から大和市長に対して無償で使用を許可しています。

● 使用許可の概要

使用許可開始年月：平成18年1月、使用許可面積：約16ha





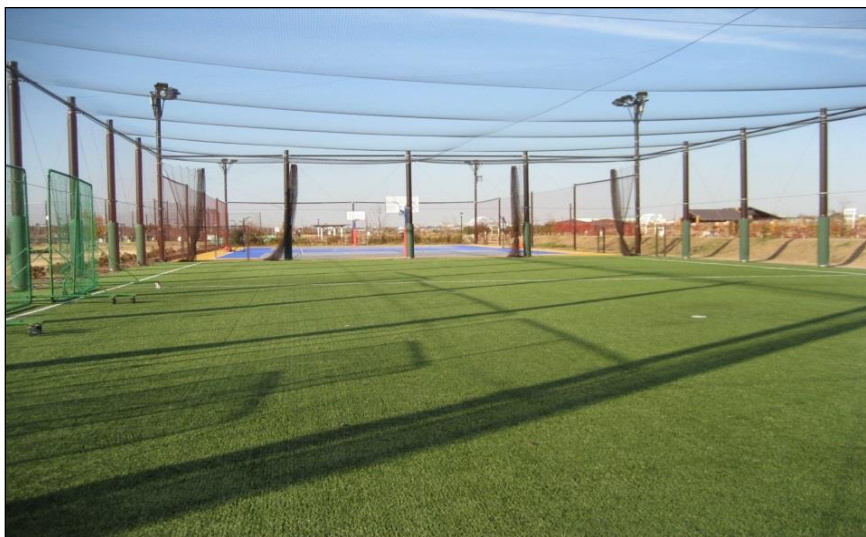
大和ゆとりの森



わんぱく広場



大規模多目的スポーツ広場



中規模多目的スポーツ広場



テニスコート

大和ゆとりの森



修景池ゾーン



仲良しプラザ



バーベキュー広場



駐車場

■ 周辺財産の地方公共団体への使用許可の例（綾瀬市）

●綾瀬スポーツ公園敷地の使用許可について（厚木飛行場周辺地区）

綾瀬市では、平成19年度から平成26年度の期間で厚木飛行場南側に野球場2面、ソフトボール場、多目的広場、テニスコート、レストハウス及び駐車場等を配した、市民の健康と体力づくりのための「綾瀬スポーツ公園」を整備しており、当該施設の敷地として、厚木飛行場周辺地区の周辺財産を国有財産法第19条及び第22条に基づき、南関東防衛局長から綾瀬市長に対して無償で使用を許可しています。

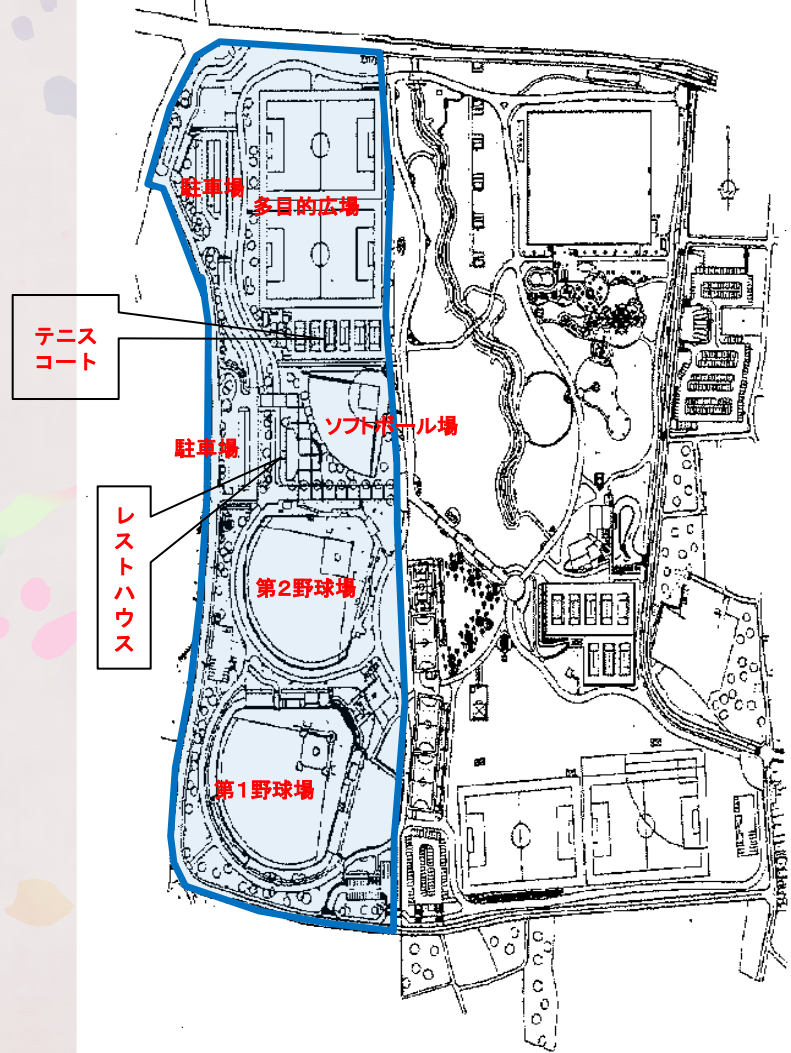
●使用許可の概要

使用許可開始年月：平成20年3月、使用許可面積：約13.4ha





綾瀬スポーツ公園



綾瀬スポーツ公園



第 1 野 球 場



第 1 野 球 場



第 2 野 球 場



ソフトボール場

綾瀬スポーツ公園



多目的広場



多目的広場



テニスコート



レストハウス